

平成17年
10月
利用分から

「居住費」や「食費」は、介護保険の給付の対象外となり、利用者にご負担いただくことになります。

居住費や食費は施設と利用者の契約で決められます。

利用者の方にお支払いいただく「居住費」や「食費」の具体的な金額は、利用者と施設の契約によって定められることとなります。国においては、適正な契約が行われるよう、利用者への書面での事前説明や同意手続などを定めた「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関するガイドライン」を示しています。

持続可能な制度のためには、保険給付の効率化・重点化が必要です。

介護保険制度は、皆様の保険料と公費(税金)で支えられています。高齢社会の進展により、介護サービスの費用が年々増大するなか、介護保険料の上昇が見込まれています。高齢者の方にもご負担いただいている保険料の上昇をできる限り抑えるためには、介護保険から給付される費用を効率化・重点化していくことが必要です。

第1号保険料(全国平均)の見直し ごく粗い試算

今回の見直しにより、保険給付費は年間3,000億円程度、保険料の上昇は月額200円程度抑えられる見込みです。

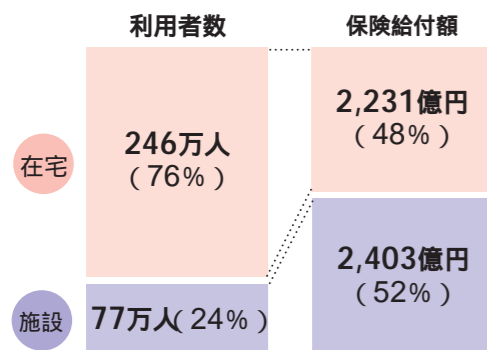
	第2期 (平成15~17年度)	第3期 (平成18~20年度)	第4期 (平成21~23年度)	第5期 (平成24~26年度)
現行制度のまま 推移した場合	3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
給付の効率化・ 重点化を図る場合		3,900円	4,400円	4,900円
差額		400円	700円	1,100円

このうち約200円は施設給付の見直しによるもの

どこでサービスを受けても、給付と負担が公平となる仕組みが必要です。

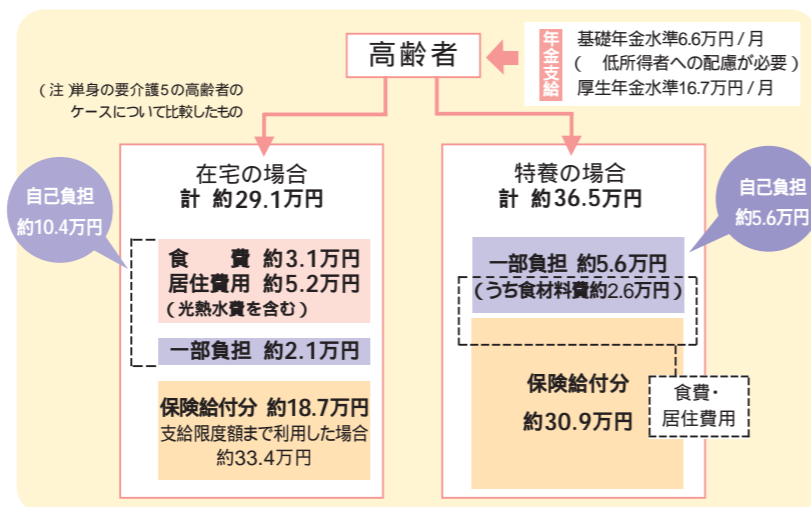
また、現行制度では、同じ要介護状態の方でも、在宅生活の方と施設に入所(入院)されている方は費用負担が大きく異なります。同じ要介護状態であれば、在宅と施設において給付と負担は公平であることが求められます。

サービス利用者数及び保険給付額の比較



出典：介護保険事業状況報告[2005年3月分(1月サービス分)]

費用負担の比較



介護保険サービスにおいては、「居住費」や「食費」は、保険給付の対象外となり、利用者の方にお支払いいただくことが原則となります。

介護保険の給付の対象から外れることになる費用

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)の居住費、食費
ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の滞在費、食費
デイサービス(通所介護)、デイケア(通所リハビリテーション)の食費

所得の低い方には十分な配慮を行うこととしています。

所得の低い方には、居住費・食費の負担額を低く設定するほか、特に年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下の方(利用者負担第2段階)については、1割負担分の上限額も引き下げる(2.5万円/月1.5万円/月)こととしました。この結果、これまでよりも10月以降の負担額は低くなります。

なお、利用者負担第4段階の方については、利用者と施設の契約により負担水準が決められるため、居住費・食費について一定程度、新たにご負担いただくこととなります。

例 特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている方



このほか、次のような対応をきめ細かく行うこととしています。

社会福祉法人の運営する特別養護老人ホームに入所する方などの負担軽減制度の運用改善

高齢者夫婦などで、配偶者がユニット型個室の施設などに入所され、在宅の方の生活が困難となる場合の負担軽減制度

さらに、利用者負担の急増を防ぐため、次のような経過措置も講じています。

従来型個室に既に入所(入院)されている方などの利用者負担が急増しないようにする激変緩和措置(平成20年度末までの経過措置)

ユニット型個室入所者に係る利用者負担が急増しないようにする激変緩和措置(平成18年3月末までの経過措置)



参考 所得の低い方などの利用者負担額の変化 早わかり表

従来タイプ 全室個室タイプ

特別養護老人ホーム

平成17年9月までの負担 平成17年10月からの負担

利用者負担第1段階～第3段階

利用者負担第1段階 【単位:万円】月額概数)

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室 → 3.5	3.5	1.5	1.0	1.0
ユニット型準個室 -	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室 4.5～5.5	5.0	1.5	2.5	1.0

利用者負担第2段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	3.7	1.5	1.0	1.2
従来型個室 → 4.0	4.0	1.5	1.3	1.2
ユニット型準個室 -	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型個室 7.0～8.0	5.2	1.5	2.5	1.2

利用者負担第3段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	5.5	2.5	1.0	2.0
従来型個室 → 4.0	7.0	2.5	2.5	2.0
ユニット型準個室 -	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型個室 7.0～8.0	9.5	2.5	5.0	2.0

(参考)利用者負担第4段階

利用者負担第4段階の方の具体的な水準は、施設と利用者の契約により決まります。

利用者負担第4段階 平成17年10月からの負担

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 5.6				
従来型個室 →				
ユニット型準個室 -				
ユニット型個室 9.7～10.7				

*1 上記のほか、老人保健施設及び介護療養型医療施設の個室においては、特別な室料(特別な食費)がかかる場合があります。平成17年10月からは、特別養護老人ホームにおいても同様の取扱いとなります。
*2 現在、特別な室料をいただいている従来型個室については、多床室扱いとする経過措置があります。この場合には、特別な室料はかかりません。

老人保健施設

平成17年9月までの負担 平成17年10月からの負担

利用者負担第1段階～第3段階

利用者負担第1段階 【単位:万円】月額概数)

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室 → 4.0	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型準個室 -	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室 -	5.0	1.5	2.5	1.0

利用者負担第2段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	3.7	1.5	1.0	1.2
従来型個室 → 4.0	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型準個室 -	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型個室 -	5.2	1.5	2.5	1.2

利用者負担第3段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	5.5	2.5	1.0	2.0
従来型個室 → 4.0	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型準個室 -	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型個室 -	9.5	2.5	5.0	2.0

利用者負担第4段階 平成17年10月からの負担

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 5.9				
従来型個室 →				
ユニット型準個室 -				
ユニット型個室 -				

介護療養型医療施設

平成17年9月までの負担 平成17年10月からの負担

利用者負担第1段階～第3段階

利用者負担第1段階 【単位:万円】月額概数)

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 2.5	2.5	1.5	0.0	1.0
従来型個室 → 4.0	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型準個室 -	4.0	1.5	1.5	1.0
ユニット型個室 -	5.0	1.5	2.5	1.0

利用者負担第2段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	3.7	1.5	1.0	1.2
従来型個室 → 4.0	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型準個室 -	4.2	1.5	1.5	1.2
ユニット型個室 -	5.2	1.5	2.5	1.2

利用者負担第3段階

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 4.0	5.5	2.5	1.0	2.0
従来型個室 → 4.0	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型準個室 -	8.5	2.5	4.0	2.0
ユニット型個室 -	9.5	2.5	5.0	2.0

利用者負担第4段階 平成17年10月からの負担

負担合計	負担合計	1割負担	居住費	食費
多床室(相部屋) 6.3				
従来型個室 →				
ユニット型準個室 -				
ユニット型個室 -				

*3 具体的な金額の詳細については、市町村又は施設にお問い合わせ下さい。